主 文 被告人全員の本件各控訴、および被告人Aに対する検察官の本件控訴は何れもこれを棄却する。

Ē E

被告人等全員の弁護人福沢文夫の陳述した控訴趣意は弁護人徳田禎重名義の各被告人別控訴趣意書に記載のとおりであり被告人Aに対する検察官の控訴趣意は大根占区検察庁検察官事務取扱検事山根静寿名義の控訴趣意書に記載したとおりであるからここに之を引用する。

弁護人の控訴趣意第一点及び第三点について。

論旨は原判決は「被告人は判示県議会議員選挙に立候補したBの選挙運動者であ るがC、Dが同候補者に当選を得しめる目的で投票取り纒め費用及び選挙運動報酬 として一括供与するものであることの情を知りながら同人等から現金の供与を受け た」という事実を認定しその供与を受けた現金全額について被告人を公職選挙法第 条第一項第四号の受供与の罪に問擬処断した。しかし被告人が同候補者のため 選挙運動方依頼を受けた出張先は選挙事務所所在地a町から離れた遠隔地であるか ら之に要する往復自動車賃弁当料及び宿泊料等を考慮して之らの実費の前渡しを受 けたものである。仮りに受供与金額が之らの実費でないとしても当該出張先への往 復交通費が幾何を要するか位のことは当該地方居住者には顕著な事実であるばかり でなく、少くとも証拠によつて之が明らかとなつた以上実費部分と運動報酬部分は はつきり区別できるのであるから両者を分別して報酬部分りみについて受供与の罪 を認むべきである。然るに原判決が叙上と異なる事実を認定し且つ被告人の受供与 金全額について受供与の罪に問擬したのは事実を誤認し且つ同法第一九七条の二の 解釈適用を誤まり受供与金全額につき有罪としたことについて理由不備の違法があ るというにある。しかし判示C、Dが被告人に対しB候補のための選挙運動を依頼 して供与した現金はその使途を指示限定せず被告人の裁量に一任したもので該運動 をするについて要する交通費等の法律上許容された実費と運動報酬とを区別することなく両者を包括した趣旨のものであつたこと従つて当時後日の精算報告及び領収 証の作成交付をも要求していないこと、被告人もその情を諒知しながらその現金を 貰い受けたことは原判決に挙示引用の証拠に徴し明らかである。かくの如く法律上 許容された交通費等の実費部分と運動報酬部分とを分別することなく両者を包括する趣旨で現金が授受されたときはその授受金額の全額について授者に対しては供与 の罪で受者に対しては受供与の罪で処断すべきものと解するのが相当でありそうし て右両罪は現金の授受と同時に既遂となるのであるから、爾後実費部分と報酬とな る部分とが分明となつたとしても右の解釈に消長を来すものではない。

記録を精査するも原判決の事実の認定に誤ばなく証拠の取捨、証明力の判断に経験則違反等不合理の点は存せない、又法令の解釈適用の誤もなければ理由不備の違法もないから論旨は理由がない。

控訴趣意第二点について。

控訴趣意第四点について

論旨は公職選拳法第一九七条の二は仮令選挙運動従事者は選挙運動のため自己の 自転車使用、手弁当持ち、親族知人方の無料宿泊等現実に交通費、弁当料、宿泊費 等の実費を必要としなかつた場合でも法定基準内の之ら実費の前渡し又は事後弁償を受けうる趣旨で規定されたものであるところ被告人の支給された実費は右基準にも達しない少額であるというにある。しかし同法条の趣旨は選拳運動従事者は運動をするについて将来又は過去において具体的且つ現実に必要とし又必要とした交通費、弁当料、宿泊費等の実費で同条所定の基準内のものに限り弁償を受けうるに過ぎないと解すべきであつて論旨は独自の誤れる見解を前提とするもので採用することができない。

控訴趣意第五点について

論旨は原判決は本件において被告人及び弁護人において本件金銭の授受は選挙運動するための実費の前渡であり該運動の報酬でないから犯罪は成立しないと主張したのに証拠の標目のみ掲げてこれに対する判断をしないのは刑事訴訟法第三三五条第二項に違反する違法があるというがかくの如き主張は単なる公訴事実の否認であつて同条にいう法律上犯罪の成立を妨げる理由となる事実の主張に該らないから、原判決がこれに対する判断を示さなかつたのはむしろ当然であつて、論旨は理由がない。

被告人Aに対する検察官の控訴趣意第一点(事実誤認)について、

同第三点(法令適用の誤)について、

所論は要するに選挙運動の報酬と実費がその割合の定めなく包括的に授受せられ た場合にはその収受金全額を没収追徴すべきであるのに不拘原判決が右収受金の内 一部実費として費消した分を控除して追徴を命じたことは公職選挙法第二二四条の 法意を誤り解したものであるというに帰する。しかしながら公職選挙法第一九七条 の二は選挙運動者に実費の支給を許容していることは明らかであり同法第二二四条 においては「収受し又は交付を受けた利益」を没収又は追徴すべき旨規定している のである。凡そ選挙運動をなすについて交通機関等を利用しなければならない場合 には必然的にその交通費が入用でありかかる必要実費を選挙運動者自己の出捐を以 つて支弁させることは過酷に過ぎ且実情に適しないとの見地から同法第一九七条の この規定が設けられたのであって石実費に充てられる目的で授受せられた選挙運動 の費用が同法第二 二四条にいう収受又は交付を受けた「利益」と解せられないこと は当然である。しかして初めから実費と報酬とを分別して金員が授受せられた場合 には前者については合法性あるものとして既に起訴適格を欠き後者のみについて起 訴すべきものと解せられるところ右後者の金員中より受供与者が実費を支弁したと してもそれは受供与者が受けた報酬の一部につき自由処分したものであつて受供与 全額の報酬たる性格につき変りはなく同法第二二四条の関係においては全額を収受 した利益と解すべきであるが機動性を尊重する選挙運動の実際においては必要とす る実費の限度を予見することは困難であり事実上実費と報酬とを分別することなく 包括的に供与せられる場合が多いと解せられるところかような場合には供与者にお いても受供与者においてもその必要とする実費の限度においてはこれを受供与者の 利得に帰せしむる意思は初めからなかつたというの外はなくその限度においては同 法第二二四条に〈要旨〉いわゆる収受した利益ということはできないのである。従つ て実費と報酬とを一括し分別することなく供与し</要旨>た場合でも運動実費として 費消せられた分が後日明確にせられたときはその範囲において受供与者の収受した

利益は存しないのであるからこの部分は同法の追徴額から控除すべきものと解する。このように解することは理論上当然であつて若しそうでないとすれば仮に必要な選挙運動実費が約九千円と予想せられる場合に実費及び報酬を含めその内容を分別せずして金一万円を供与し現実に必要実費として金九千円が費消せられたことが立証せられた際においても金一万円全額を追徴しなければならない不合理に陥り且公平の観念に反する結論に到達しなければならない。原判決が実費と報酬とを一括して供与せられた金員中から現実に必要な交通費等実費として費消した金額を控除した部分だけについて追徴の言渡をしたのは右と同趣旨にいでたものであつて相当である。所論は同法第二二四条第一九七条の二の法の真意を解しないものであつて理由がない。

同第二点(量刑不当)について、

本件犯罪の回数、受供与金額、その他記録上みられる諸般の情状を綜合すると原 判決の被告人Aに対する刑の量定は相当である。論旨は理由がない。

以上説明のとおり全被告人の本件控訴及び被告人Aに対する検察官の控訴は何れも理由がないから刑事訴訟法第三九六条によりこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 筒井義彦 裁判官 二見虎雄 裁判官 長友文士)